

## 地球温暖化対策に係る国の動き

時 期	国の動き
2020年10月	<p><b>「2050年カーボンニュートラル宣言」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ（カーボンニュートラル）を目指す</li> </ul>
2021年 4月	<p><b>2050年カーボンニュートラルに向け、「2030年度の温室効果ガス削減目標」を引き上げ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。</li> <li>○さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。</li> </ul>
5月	<p><b>「改正地球温暖化対策推進法」が成立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の追加等</li> </ul>
10月	<p><b>「地球温暖化対策計画」の改定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○2050年カーボンニュートラル宣言、2030年度46%削減目標の実現に向け、計画を改定</li> </ul> <p><b>「政府実行計画」の改定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公共団体や事業者、国民の自主的積極的な措置を求めるためにも、政府自らが率先して実行</li> </ul> <p><b>「気候変動適応計画」の改定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○気候変動影響の総合的な評価についての報告書「気候変動影響評価報告書」の公表(R2.12)を受け、計画を改定</li> </ul>
2022年 1月以降	<p><b>地方公共団体実行計画（環境総合計画）の「策定マニュアル」を公表</b></p>

# 改正地球温暖化対策推進法の概要

## 主な改正内容

### 1. パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設

○地球温暖化対策の国際的枠組み「**パリ協定**」の目標を踏まえ、

※パリ協定の目標：世界全体の気温上昇を2℃より十分下回るよう、  
更に1.5℃までに制限する努力を継続

・ **2050年の脱炭素社会の実現**

・ **国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携**  
などを、地球温暖化対策を推進する上での**基本理念として法に位置付け**

○これにより、政策の方向性や継続性を明確に示すことで、あらゆる主体（国民、地方公共団体、事業者等）に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促進



### 2. 環境保全に支障のないエリアに再エネ施設を誘導し、環境との調和を図る制度の創設

**市町村** 再エネを促進するエリアを「**促進区域**」に設定（努力義務）

※ただし、国が環境省令で定める環境保全に支障のあるエリアは促進区域に設定不可（例：国立公園など）  
都道府県は、環境省令に上乗せして、環境保全に支障のあるエリアの基準を定めることができる

**事業者** 促進区域内での事業にメリット付与

→ 関係法令の許認可手続のワンストップ化、環境アセスの配慮書手続の省略  
（事業者は、促進区域以外でも発電設備を設置することは可能だが、上記メリットの適用なし）

## 地球温暖化対策計画の概要（温室効果ガス排出量の削減目標）

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率(新目標)	参考(旧目標)
		<b>14.08</b>	<b>7.60</b>	<b>▲46%</b>	<b>▲26%</b>
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部 門 別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		—	▲0.48	—	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す			

## 政府実行計画の概要

○政府自らが温室効果ガスの排出削減等のため実行すべきことを定める計画

○目標は、2030年度までに**温室効果ガス排出量を50%削減**（2013年度比率）

＜太陽光発電＞2030年度には、設置可能な政府保有建築物の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す

＜公 用 車＞代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については、2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする

※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

＜LED照明＞既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%

など